CFD取引説明書(DMM CFD)

(金融商品取引法第37条の3の規定による契約締結前交付書面)

株式会社DMM.com証券 関東財務局長(金商)第1629号

≪お問い合わせ先≫ カスタマーサポート フリーダイヤル: 0120-961-522

E-mail:support-dmm@sec.dmm.com

CFD (店頭デリバティブ) 取引 (以下、「CFD取引」といいます。) を行われるに当たっては、本説 明書を十分にお読み頂き、その内容をご理解頂いたうえで、取引口座開設をお申込み頂きますようお 願い申し上げます。

CFD取引は、取引対象である銘柄の価格の変動により損失が生じることがあり、元本が保証された取引ではありません。また、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。従いまして、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分にご確認頂き、自己の資力、取引経験及び投資目的に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任においてお取引をして頂きますようお願い申し上げます。

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第37条の3の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第28条第8項第4号の口に規定する店頭デリバティブ取引のうち国内外の株価指数を取引対象とするCFD取引について説明します。

CFD取引のリスク等重要事項について

CFD取引は、その取引の仕組みやリスクが取引所において行われる取引所取引とは異なるため、その取引にあたっては本説明書および約款等を十分に読み、それら内容をご理解頂き、かつ承諾頂く必要がございます。

- 1. **CFD**取引は、取引対象である銘柄の価格の変動により損失が生ずることがあります。取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。
- 2. 相場状況の急変等により、ビッド価格とアスク価格のスプレッド幅が広がったり、意図した取引ができない可能性があります。
- 3. 取引システム又は金融商品取引業者及び顧客を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。
- 4. 口座管理費及び取引手数料は、無料です。但し、ロスカット(強制決済注文)は**1Lot**あたり**500** 円の手数料を徴収いたします。本取引による手数料は非課税となります。
- 5. お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること(クーリングオフ)はできません。
- 6. 当社は、お客様の相手方となって取引を成立させます。(相対取引) お客様との取引から生じるリスクの減少を目的とし、カバー取引を次の業者と行っています。

CMC Markets 金融商品取引業:イギリス

7. お客様からお預かりした預託証拠金は、日証金信託銀行株式会社に金銭信託を行う方法により区分管理を行っております。

なお、預託証拠金が信託銀行へ入金されるまでの間は、顧客分別金口名義による金融機関 (三井住友銀行)への預金にて当社固有資金とは分別して保管します。

8. 当社、カバー取引先又は資金の預託先の業務又は財産の状況が悪化した場合、証拠金その他のお客様資金の返還が困難になることで、お客様が損失を被るおそれがあります。

CFD取引のリスクについて

CFD取引には様々なリスクが存在します。お客様はお取引を開始される前に本取引に伴うリスクについて十分にご理解して頂く必要がございます。下記の内容をお読みになり、リスクについて理解、納得された上で口座開設の手続きを行って頂き、自己の判断と責任において行うことが肝要となります。お客様ご自身がCFD(店頭デリバティブ)取引を開始されることが適切であるかどうかについて十分ご検討して頂きますようお願いいたします。

なお、下記のリスクは、CFD取引の典型的なリスクを示したもので、すべてのリスクを示すものではありません。

○価格変動リスク

マーケットでは、常に価格が変動しております。価格価格の変動は各国の経済、社会情勢等により急激な変動となることがあります。価格の変動がお客様の予想と一致しなかった場合には、差損が発生します。また、その損失はお客様が当社に預託した金額以上になる可能性があります。

価格

○流動性リスク

主要国での祝日や、マーケットクローズ間際・週明けのマーケットオープンにおける取引は、当社の通常の営業時間帯であっても、マーケットの状況によっては、価格の提示が困難になる場合もあります。また、天変地異、戦争、政変、為替管理政策の変更、ストライキ等の特殊な状況下で特定の銘柄のお取引が困難又は不可能となるおそれもあります。こうした状況下では、お取引が一定期間、不可能となる可能性があります。

○余利変動リスク

金利は、各国の景気や政策などの様々な要因による金利情勢を反映した市場金利の変化に応じて日々変化します。そのため、その時々の金利水準によって受取又は支払いの金額が変動したり、場合によっては受け払いの方向が逆転する可能性もあります。

また、これに伴い追加の資金が必要になったり、ロスカットラインが近くなる可能性もあります。

○ レバレッジ効果によるリスク

本取引は、レバレッジ効果(てこの作用)により比較的少額の証拠金を差し入れることで、証拠金の何倍もの大きな元本金額のCFD取引が可能となっています。このため、少額の証拠金によりわずかな価格の変動で大きな利益を得ることが可能ですが、反対に、証拠金を超える大きな損失を被る可能性もあります。

○スリッページリスク

成行注文又は逆指値注文では、価格の変動により取引画面の提示価格よりもお客様に不利な価格で 取引が成立することがあります。特に大きな数量の注文の場合、当社のカバー取引の実現性により、 不利な価格で成立する可能性が高くなるとともに取引自体が不成立となる可能性があります。

○オンライン取引に関するリスク

オンライン取引の場合、注文の受付に人手を介さないため、お客様が売買注文の入力を誤った場合、 意図した注文が成立しない、或は意図しない注文が成立する可能性があります。また、当社又はお客 様の通信機器、通信回線、システム機器等の故障・障害等により、一時的または一定期間に亘って取 引ができない可能性、或はお客様の注文が遅延する可能性があります。

オンライン取引は、電子認証に用いられるユーザーネーム・パスワード等の情報が、窃盗・盗難により洩れた場合、その情報を第三者が悪用することでお客様に何らかの損失が発生する可能性があります。

CFD取引の仕組みについて

当社によるCFD取引は、金融商品取引法その他の関係法令及び日本証券業協会の規則を遵守して行います。

本取引は、お客様が所定の証拠金を当社に事前に預け入れることにより、銘柄の売買取引を行う店頭デリバティブ取引であり、当該売買の目的となっている銘柄の新規の売りもしくは買い、これらに対する決済の売りもしくは買いによる差金の授受によって決済する取引です。本取引にはこの決済による売買損益の他に金利と配当を加味したスワップポイントによる損益が発生します。

口座開設について

口座開設のお申し込みは、当社所定の方法にて受付しております。お問い合わせ等はカスタマーサポート(0120-961-522もしくは、メール(support-dmm@sec.dmm.com)でお受け致します。

CFD取引はリスクが大きく、大きな損失を被る可能性があります。当社ではCFD取引口座を開設して頂く場合には、原則として次の要件を満たして頂くことが必要となります。

- 1. CFD取引の特徴、仕組み及びリスク、取引条件、等について約款及び本説明書を熟読し承諾及び同意して頂くこと。
- 2. 当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは以下のとおりです。 (個人のお客様の場合)
 - ○ご自身の判断と責任によりCFD取引を行うことができること。
 - ○日本国内に居住する満20歳以上75歳未満の、法律上の行為能力を有する個人であること。
 - ○ご自身の電子メールアドレスをお持ちであること。
 - ○当社からの電子メール又は、電話で常時連絡をとることができること。
 - ○本取引に係るリスク・商品の性格・内容を十分理解していること。
 - ○ご自身でインターネットを通して取引・確認・管理が行えること。
 - ○契約締結前交付書面、約款、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他金 融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法より ご承諾頂けること。
 - ○振込先預金口座は、国内に存する金融機関を指定すること。
 - ○マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に 利用するためにCFD取引を行わないこと。又、不法な反社会的勢力の一員等でないこと。

- ※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。 〇その他当社が定める基準を満たしていること。
- ※当社における審査の結果、お客様の本取引口座開設を承諾しなかった場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。

(法人のお客様の場合)

- ○日本国内で本店もしくは支店が登記されている法人であること。
- ○商業登記上の本店もしくは支店にて郵便物の受け取りが可能なこと。
- ○取引担当者の判断と責任によりCFD取引を行うことができること。
- ○当社からの電子メール又は電話で常時連絡をとることができること。
- ○法人の電子メールアドレスをお持ちであること。
- ○契約締結前交付書面、約款、取引残高報告書、証拠金の受領に係る書面その他金 融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することを、書面又は電磁的方法より ご承諾頂けること。
- ○マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するためにCFD取引を行わないこと、又は反社会的勢力の団体等でないこと。
- ※反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。 ○振込先預金口座は、国内に存する金融機関を指定すること。
- ○取引および取引に付随する行為について権限を有する個人(以下「取引担当者」)を選任すること、並びに取引担当者は、当社が定める基準を満たしていること。

当社の定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。

<取引担当者基準>

- ・取引担当者は1口座につき1名。
- ・取引担当者と法人代表者は同一でも可能。
- ・法人代表者に代わり当社との取引について、責任及び権限があること。
- ・日本国内に居住する20歳以上75歳未満の行為能力を有する個人であること。
- ・口座名義人である法人に籍があること。
- ○その他当社が定める基準を満たしていること。
- ※当社における審査の結果、お客様の本取引口座開設を承諾しなかった場合、その審査及び理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。
- 3. 口座開設審査において、お客様ご本人の確認をする目的で、下記の書類をご提出していただくことを要します。

個人のお客様の場合(下記書類のいずれか一点)

- (1) 各種健康保険証(裏面に住所の記載がある場合は裏面も必要となります)
- (2) 運転免許証(変更があれば裏面も必要となります)

- (3) パスポート (顔写真のページ、住所のページをそれぞれ必要となります
- (4) 住民基本台帳カード(必ず両面コピーが必要です)
- (5) 外国人登録証(必ず両面コピーが必要です)
- (6) 外国人登録原票記載事項証明書
- (7) 住民票の写し(コピーのことではありません)
- (8) 印鑑証明書
- (9) その他、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、お客様のご本人確認が可能であるもの。
- ※ 1~5は有効期限内又は現在有効なものをコピーしてご用意ください
- ※ 6~8は作成・発行日から3ヶ月以内の原本をご用意ください。
- 法人のお客様の場合(下記書類のすべて)
- (1)登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
- ※ 発行日から3ヶ月以内の原本(コピー不可)
- (2) 代表者の本人確認書類(前号個人のお客様の場合と同様)
- (3) 取引担当者の本人確認書類(前号個人のお客様の場合と同様)

お取引について

当社が取り扱うCFD取引 (DMM CFD) の取引方法は以下のとおりです。

1. 取引の対象

DMM CFDで取扱う銘柄は以下のとおりです。

- JPN225
- USDJ30
- NDQ100
- SPX500

2. 取引单位

JPN225は100単位(1Lot)とします。

USDJ30は1単位(1Lot)とします。

NDQ100は10単位(1Lot)とします。

SPX500は10単位(1Lot)とします。

一度の最大発注数量(上限)は全銘柄20Lotまでとします。同一価格に対する最大注文数量は20lotまでとします。但しロスカットは除きます。

※時間成行注文における同一時刻に対する注文も含まれます。

3. 呼び値の単位

呼び値の最小変動幅は、JPN225は1単位あたり 0. 1円(1 Lot あたり 1 0 円に相当)とします。 USDJ30,NDQ100,SPX500は1単位あたり 0. 1ポイントとになります。

4. 取引価格

当社が各銘柄にアスク価格とビッド価格を同時に提示し、お客様はアスク価格で買い付け、ビッド 価格で売り付けることができます。当社は、お客様に提示するアスク価格及びビッド価格をカバー先 の提示する価格により銘柄及び市場の状況に応じて決定します。アスク価格とビッド価格には価格差 (スプレッド)があり、通常時アスク価格はビッド価格よりもスプレッド分、高くなっています。

5. 決済(手仕舞い)

決済(手仕舞い)は決済取引(転売又は買戻し)により、お客様が保有する建玉(以下、建玉は「ポジション」と同意です。)の反対売買をすることにより実行します。決済による損益は全て円貨とし、 外国通貨で発生する損益については、決済時点の為替価格により円換算します。

6. ロールオーバー (決済日の繰延)

銘柄の転売又は買戻しによる決済を行わない場合は、建玉を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越します。ロールオーバーによる繰り越しは、10「取引時間」に記載の「メンテナンス時間」に実施されます。

7. スワップポイント

短期金利と配当利回りを加味し、これらに相当するスワップポイントが発生します。 買いスワップポイント=ロール金額×金利(配当利回りー短期金利ーコスト金利)×日数÷360 売りスワップポイント=ロール金額×金利(短期金利ーコスト金利ー配当利回り)×日数÷360 同じ銘柄についてのスワップポイントは通常お客様が受取る場合の方が支払う場合よりも小さくなっています。又、売買ともに支払いとなることもあります。

8. ロスカットルール

お客様の損失が当社所定の水準に達した場合、お客様の建玉を強制的に決済することがあります。 (「ロスカットルール」といいます。詳しくは「13. 証拠金」の「(7) ロスカットの取扱い」をご 参照下さい。) ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を 上回る損失が生じる可能性があります。

当社は次の各号に定める事項にお客様のポジションが該当した際には、ロスカットルールを発動し、 お客様に通知することなく、当社所定の方法において当該ポジションを反対売買し、決済することが できるものとします。

- (1) 証拠金維持率が100%を下回った場合。
- (2) 証拠金維持率とはお客様が保有するポジションに係る取引証拠金に対する純資産の比率であり以下の算式によって求めたものとします。

証拠金維持率=純資産額 ÷ポジション必要証拠金×100

※純資産については「13. 証拠金」の「(8) 用語の説明」をご参照下さい。

9. 取引時間

取引時間及びメンテナンス時間(取引/約定不可)は以下のとおりです。

JPN225 取引時間 メン		メンテナンス時間	システムメンテナンス時間
米国 夏時間	平月 AM8 :45∼	火曜~金曜	土曜PM12:00∼PM6:00
	PM15 : 30	AM5 : 00∼8 : 45	
	PM16:30~翌05:00	PM15 : 30~PM16 : 30	
米国 冬時間	平月 AM8 :45∼	火曜~金曜	土曜PM12:00∼PM6:00
	PM15 : 30	AM6 : 00∼8 : 45	
	PM16:30~翌06:00	PM15 : 30~PM16 : 30	

USDJ30,NDQ1	取引時間	メンテナンス時間	システムメンテナンス時間
00,SPX500			
米国 夏時間	月曜AM7:00~	火曜~金曜	土曜PM12:00∼PM6:00
	土曜AM5:00	AM5 : 50~6 : 10	
米国 冬時間	月曜AM8:00~	火曜~金曜	土曜PM12:00∼PM6:00
	土曜AM6:00	AM6 : 50~7 : 10	

※ 上記のほか、以下の時間帯もメンテナンス時間となります。

米国夏時間土曜AM5:00~5:30 米国冬時間土曜AM6:00~6:30

- ※ メンテナンス中は価格配信を停止しており、注文は約定いたしません。指値・逆指値等の注文の 予約は可能です。入出金の操作はできません。
- ※ 土曜~月曜のシステムメンテナンス中以外の時間帯はDMM CFD取引画面にログイン、指値・逆 指値等の注文ならびにクイック入金は可能ですが、約定はいたしません。
- ※ 市場が休場となる日(元旦、クリスマス等)又は実質的に取引市場が休止となる日、又は、システム障害時、その他当社が取引できないとした時間には取引・注文ができませんのであらかじめご了承ください。
- ※ 突発的なシステム障害以外の取引ができない日、又は取引時間が変更になる場合は、原則として 事前に当社ホームページ上に掲載いたします。

10. 注文の種類

注文の種類は以下のとおりです。詳細は18ページのCFD取引に関する主要な用語をご覧ください。

- 成行●指値●逆指値(ストップ注文)●IFD(イフダン)
- ●OCO (オーシーオー) ●IFO (IFD+OCO) ●トレール●時間成行
- ※ トレール注文は、モバイルからは行えません。
- ※ 成行注文又は逆指値注文は、取引画面の提示価格よりもお客様に不利な価格で約定することがあります。
- ※ 指値注文は注文された価格で約定されますので、週明けに取引価格が前週末に比べて大きく変動 した場合等、窓を開けて価格が推移する際にも注文価格で取引が成立いたします。

11. 取引方法について

当社が提供するCFD取引はインターネットを通じ、各種端末にて行われます。従って、お客様は本取引を利用するにあたり、お客様の責任で以下に掲げる使用機器及び回線に関する推奨環境を準備する必要があります。

Windows 2000, XP, Vista	a (XP以上を推奨)
-------------------------	-------------

Macintosh	OS10
CPU	インテル® Pentium® II 450MHzまたは同等以上の
	プロセッサ
	PowerPC® G3 500MHz以上のプロセッサ
	インテルCore [™] Duo 1.33GHz以上のプロセッサ
	最新のプロセッサ(800MHz以上)
メモリ	512MB以上 (1GB程度のメモリを推奨)
ブラウザ	IE6.0以上 · Firefox2以上 · Safari3以上
モニタ解像度	1280×960
その他ソフトウェア	Adobe (Macromedia) Flash Player 8.0以上
	Adobe Reader 6.0以上
	JAVA 1.5以上
インターネット回線	ブロードバンド回線以上
モバイル	docomo (901i, 700i以降)·au (W2x以降)
	Softbank (2G以降)
	※最新機種については対応できない場合がございます。

12. 証拠金

(1) 証拠金の差入れ

CFD取引の注文をするときは、(2)の証拠金必要額以上の額を、当社に差入れて頂きます。ただし、初回入金は**5**万円以上となります。

(2) 証拠金必要額

証拠金必要額は注文時のレバレッジにより変動いたします。

レバレッジ10倍のとき約10%、25倍のとき約4%、50倍のとき約2%、1006のとき約1%となります。例えばJPN225(10,000.0)10061Lotを保有するのに必要な証拠金は10,000.000円となります。但し、注文発注時の証拠金は証拠金必要額の約130%となります。よってJPN225(@10,000.0)10061Lotを保有するのに必要な証拠金は13,0000円となります。

(3) 証拠金の追加差入れ

当社では、証拠金維持率が100%を下回った場合建玉を強制的に決済(「ロスカットルール」といいます。詳しくは、「(7) ロスカットの取扱い」をご参照下さい。)するため、原則として証拠金の追加差入れはありません。ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。その場合、当該不足金額は現金で発生日から起算して2営業日目の正午までに当社に差入れてください。

なお、当社の定める期日までに不足金額の差入れがなされない場合には、年率14.6%の割合による遅延損害金を申し受けます。

(4) 現金の引出し

証拠金預託額のうち、現金部分は、証拠金預託額が当初証拠金額を下回らない範囲で、引き出すことができます。出金は円貨のみの取扱となります。全額出金を除く出金のご依頼につきましては 2,000円以上とさせていただきます。

(5) 評価損益及びスワップポイントの取扱い

当社が行う値洗いにより発生する評価損益及び建玉のロールオーバーに伴い発生するスワップポイントは、証拠金預託額に現金部分として加算又は減算されます。

(6) 有価証券による充当

有価証券による充当はできません。

(7) アラートライン

証拠金維持率の130%をロスカットのアラートラインとします。証拠金維持率がアラートラインを下回る場合、もしくは当該注文の執行によって下回る場合は、新規注文の発注はできません。

(8) ロスカットの取扱い

ロスカットラインである証拠金維持率が100%を下回った場合、全ての未約定注文を取り消し、 即時にすべての未決済建玉をロスカットします。また、その損失の額が預入証拠金の額を上回ること があります。なお、証拠金維持率は以下の式となります。

- ※ 証拠金維持率 = 純資産 ÷ ポジション必要証拠金 ×100
- ※ ロスカット作動時は、全ての受注注文が取り消されます。
- ※ 逆指値注文の設定した価格によっては、ロスカット注文を優先する場合があります。
- ※ ロスカットは、必ずしもお客様の損失を限定するものではありません。急激な相場変動など市場 価格の状況によっては、損失の額がお客様の預託されている証拠金を上回り、証拠金残高がマイナスとなる場合があります。

(9) 用語の説明

用語	説明
預託証拠金残高	決済済みで未受渡の金額を含む取引日基準の証拠金残高
ポジション必要証拠金	その時点のポジションを持つために必要な証拠金
注文証拠金	未約定の注文に係る証拠金
証拠金維持率	取引内容に対する証拠金の余力の割合
評価損益	その時点のポジションに対する未決済スワップポイントを含む評価額
建玉評価損	その時点のポジションに対する評価額(スワップポイント含まず)
建玉可能額	新規建玉に利用できる証拠金額
出金可能額	出金予約できる金額。但し決済済み未受渡決済益については受渡後に出
	金可能となります。
純資産	預託証拠金に評価損益を加え、出金拘束金を差し引いた額

13. 証拠金等の入金・出金

(1) 証拠金等の入金

入金は円貨のみの取扱いとなります。お客様による証拠金等の入金は、当社指定銀行口座への振込に限られます。当社指銀行口座に振り込まれた証拠金等については、かかる入金を当社が確認した時点でお客様の取引口座に反映されるため、振り込みから取引口座への反映までの間に一定の時差が生じる可能性がありますのでご注意ください。なお、当社指定銀行口座への振込の際の振込手数料は、お客様負担といたします。

また、入金はDMM FXの取引口座をお持ちで出金可能額がある場合は、振替入金を行うことができます。

入金頂く際の振込名義人は、本取引システムのお取引口座名義人と同一のものに限ります。

振替入金は、定期メンテナンスを行う時間帯はご利用頂くことができません。又、システム障害時 や臨時メンテナンスを行う時間帯はご利用頂くことができません。

(2) 証拠金等の出金

純資産が証拠金必要額を超えている場合は、余剰資金額の範囲内でお客様は超過分の全部又は一部の出金を依頼することができます。未受渡の金額については受渡完了まで出金することはできません。なお、出金が可能な額は、出金依頼時と実際の出金時の双方において判断させて頂きます。従いまして、出金依頼後、出金が完了するまでに出金可能額が当該出金依頼額を下回った場合、出金を中止させて頂きます。出金の手続きを取られた場合、出金依頼日から原則3営業日以内にお客様名義の指定銀行口座に送金いたします。出金時の振込手数料は当社で負担いたしますが、出金のお取り扱いは原則1日1回尚且つ2,000円以上の金額とさせて頂きます。ただし、全額出金のご依頼の際はこの限りではありません。

14. 決済に伴う金銭の授受

差金決済のみ可能で、外国通貨による受渡はできません。

転売又は買戻しに伴うお客様と当社との間の金銭の授受は次の計算式により算出した金額を受渡します。 取引単位×約定価格差×取引数量+累積スワップポイント

(注) 約定価格差とは、転売又は買戻しに係る約定価格と当該転売又は買戻しの対象となった新規の 買付取引又は新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。

15. 益金に係る税金

個人が行った店頭における**CFD**取引で発生した益金(売買による差益及び金利収益)は「雑所得」 として総合課税の対象となりますので、雑所得が年間(1月1日から12月31日まで)20万円を 越えた場合には、(例えば年間の給与収入額が2,000万円以下の方など、通常は確定申告の必要が ない方であっても)確定申告する必要があります。

※詳しくは管轄の税務署や国税局タックスアンサー又は税理士等の専門家にお問い合わせください。

CFD取引の手続きについて

お客様が当社とCFD取引を行われる際の手続きの概要は次のとおりです。

- 1. 取引の開始
- a. 本説明書の交付を受ける

はじめに、当社から本説明書が交付されますので、CFD取引の概要やリスクについて十分ご理解の うえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出下さい。

b. CFD取引口座の設定

CFD取引の開始に当たっては、原則として当社Webサイト上のCFD取引お申込フォームに必要事項を入力頂き、CFD取引口座を設定して頂きます。その際、ご本人である旨の確認書類をご提示して頂きます。なお、当社では取引開始基準を設け、年齢・金融資産・取引経験等を勘案し、お取引口座開設につき当社で審査を実施させていただいた後に、当社が承諾した場合にのみお取引口座を開設させて頂きます。

2. 注文の指示事項

CFD取引の注文をするときは、当社の取扱時間内に、次の事項を正確に指示して下さい。

- a. 注文する銘柄
- b. 売付取引又は買付取引の別
- c. 注文数量
- d. 価格(成行、指值、逆指值等)
- e. 注文の有効期間
- f. その他お客様の指示によることとされている事項
- 3. 証拠金の差入れ

CFD取引の注文をするときは、当社に所定の証拠金を差し入れて頂きます。

4. 転売又は買戻しによる建玉の結了

建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、転売又は買戻しとし、取引数量分が建玉から減少します。決済される建玉は、お客様の指示によります。同一の銘柄の売建玉と買建玉を同時に持つこと(「両建て」といいます。)は、可能ですが、両建ては、お客様にとって、アスク価格とビッド価格の差、証拠金を二重に負担すること、支払いの金利と受取りの金利の差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります。

5. 注文をした取引の成立

注文をした**CFD**取引が成立したときは、(**7**) に定める内容に従い当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書を電磁的方法により交付いたします。

6. 手数料

取引管理費、取引手数料は無料です。ただし「ロスカットルール」に従い当社が決済する場合は、 1Lotあたり500円を手数料として徴求いたします。本取引による手数料は非課税となります。

7. 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認頂くため、お客様の成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金及びその他の未決済勘定の現在高を記載した取引残高報告書を取引システムよりダウンロードして閲覧する方法でお客様に報告いたします。

8. その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、コンプライアンス部に直接ご照会下さい。

その他**CFD**取引の仕組み・取引の手続き等について、ご不明な点やご質問がございましたら、当社カスタマーサポートまでお尋ね下さい。

CFD取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方としたCFD取引、又は顧客のためにCFD取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為(以下、「CFD取引行為」といいます。)に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意下さい。

- a. CFD取引契約(顧客を相手方とし、又は顧客のためにCFD取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。)の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- b. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのある ことを告げて**CFD**取引契約の締結を勧誘する行為
- c. CFD取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、CFD取引契約の締結の勧誘をする行為(ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客(勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。)に対する勧誘及びその他のCFD取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。)
- d. **CFD**取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e. CFD取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該CFD取引契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該CFD取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f. CFD取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- g. **CFD**取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- h. **CFD**取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益 に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に 対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- i. CFD取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、 当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- j. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及びCFD取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと

- k. CFD取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- 1. **CFD**取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為(第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。)
- m. CFD取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
- n. CFD取引契約に基づくCFD取引行為をすることその他の当該CFD取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
- o. CFD取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金 を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- p. CFD取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて 当該CFD取引契約の締結を勧誘する行為
- q. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算によりCFD取引をする行為
- r. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員(役員が法人であるときは、その職務を行 うべき社員を含みます。)若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客のCFD取引に係る 注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として CFD取引をする行為
- S. CFD取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、銘柄の組合せ、数量 及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処 理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従 って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結し ないこと(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する 場合を除きます。)
- t. **CFD**取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う**CFD**取引の売付又は買付と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。)の勧誘その他これに類似する行為をすること
- u. CFD取引につき、顧客が預託する証拠金額(計算上の損益を含みます。)が金融庁長官が定める額 (平成22年8月1日以降は想定元本の2%、平成23年8月1日以降は同じく4%。以下同じ)に不足する 場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
- v. **CFD**取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額(計算上の損益を含みます。)が金融庁長官が定める額に不足する場合には、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること

CFD取引及びその受託に関する主要な用語の定義

□相対取引(あいたいとりひき) 金融取引業者がお客様に対する取引の相手方となる取引。店頭取引ともいう。 金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申出をすることをいいます。お客 様はその価格で買い付けることができます。 ロスカットルールの注意を促す目的で設定する証拠金維持率をいいます。証拠金維持率がアラートラ インを下回る場合、もしくは当該注文の執行によって下回る場合は、新規注文の発注はできません。 □ I FD注文 (いふだんちゅうもん) 優先順位にある2つの注文を同時に発注することで、新規注文と決済注文を同時に発注することができ る注文方法のことをいいます。新規注文が約定したあとに、決済注文が有効になります。 □ I F O 注文 (いふだんおーしーおーちゅうもん) I F D 注文とO C O 注文を組み合わせた注文方法のことをいいます。 I F D 注文の決済注文をO C O 注文で発注することができます。 □売建玉(ポジション)(うりたてぎょく) 売付取引のうち、決済が結了していないものをいいます。 □売戻し(うりもどし) **買建玉**(ポジション)を仕手舞う(買建玉(ポジション)を減じる)ために行う売付注文をいいます。 □OCO注文(おーしーおー) 同順位の2つの注文を同時に出して、一方が成立したら、もう一方が自動的にキャンセルされる注文。 価格□買建玉(ポジション)(かいたてぎょく) 買付取引のうち、決済が結了していないものをいいます。 □買戻し(かいもどし) 売建玉 (ポジション) を仕手舞う (売建玉 (ポジション) を減じる) ために行う買付注文をいいます。 □カバー取引(かばーとりひき)

金融商品取引業者がお客様を相手方として行う店頭金融先物取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭金融先物取引と取引対象銘柄、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引または他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う店頭金融先物取引をいいます。

□ 逆指値注文(ぎゃくさしねちゅうもん)

現在の価格よりも不利な価格で発注することをいいます。現在のアスクより高い価格で買う、又は、現在のビッドより安い価格で売る注文になります。指定した価格に到達した時点で成行注文になり、

売買する注文方法のことをいいます。市場の状況により、取引価格は注文価格と乖離することがあるので注意が必要です。

□金融商品取引業者(きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ)

店頭金融先物取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた 者をいいます。

□指値(さしね)

ある価格を指定して行う注文。取引は注文価格で約定されます。週明けで取引価格が前週末に比べて大きく変動した時には注意が必要です。

□差金決済(さきんけっさい)

現物の受渡を行わずに、反対売買による差金の授受によって決済すること。

□時間成行注文(じかんなりゆきちゅうもん)

成行注文が執行される時刻を指定することができる注文方法のことです。(価格を指定することはできません。)また、指値・逆指値で時間成行オプションを使って注文すると、指定時刻までに指値・逆指値が成立しなかった場合、自動的に成行注文に切り替わり、その時刻の価格で注文を執行する取引方法となります。

□証拠金(しょうこきん)

先物やオプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。

□スリッページ**─Slippage**

成行注文や指値注文が成立する時に、注文時の表示価格と実際の約定価格との差額をいいます。成行 注文ではあらかじめ許容範囲を設定することも可能です。

□スポット(取引) —Spot

直物取引のことをいう。CFD取引においては、契約成立から2営業日以内の取引となる。

□建玉 (ポジション) (たてぎょく)

ポジション。売買契約成立後、未決済の契約のこと。

□店頭デリバティブ取引(てんとうでりばていぶとりひき)

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場および外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。

□成行注文(なりゆきちゅうもん)

注文価格を指定しないで出す注文方法です。買い注文であればアスク以上、売り注文ではビッド以下での約定となります。(急激な相場変動或は通信回線の状況等により、必ずしも発注時の表示価格で約定を保障するものではありません。)

□値洗い(ねあらい)

建玉 (ポジション) について、毎日の市場価格の変動に伴い、評価替えする手続きを値洗いといいます。

□ビット─Bid

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はその価格で売り付けることができます。

□分別管理(ぶんべつかんり)

金融商品取引業者が顧客から預った証拠金その他の資産を、金融商品取引業者の資産と明確に区分して保管すること。

□ヘッジ取引(へっじとりひき)

現在保有又は将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・ 負債とリスクが反対方向の建玉を取引所金融商品や店頭市場で設定する取引をいいます。

□約定(やくじょう)

取引が成立することをいいます。

□両建て(りょうだて)

同一の商品の売建玉(ポジション)と買建玉(ポジション)を同時に持つことをいいます。

□レバレッジ効果(ればれっじこうか)

少ない資金で大きな取引を行うこと。結果として投資した資金に対する損益の比率が大きくなります。

□ロスカット (ろすかっと)

お客様の損失が所定の水準に達した場合、金融商品と取引業者が、リスク管理のため、お客様の建玉 を強制的に決済することをいいます。

【連絡先】

カスタマーサポート

フリーダイヤル: 0120-961-522

土日を除く 24 時間受付

月曜午前7時~土曜午前5時50分(米国夏時間)

月曜午前7時~土曜午前6時50分(米国冬時間)

ファックス: 03-3661-0256

E-mail:support-dmm@sec.dmm.com

【苦情受付窓口】

コンプライアンス部

電話: 03-3661-0335

E-mail: compliance@sec.dmm.com

〒103-0013

東京都中央区日本橋人形町3-6-7

お問い合わせは、上記連絡先で賜ります。

平成22年3月1日 制定